

品川区重層的支援体制整備事業会議体設置要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱第104号

(設置)

第1条 重層的支援体制整備事業の実施にあたり、複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする者およびその者の属する世帯（以下「支援対象者」という。）に対する適切な支援を図るため、品川区重層的支援体制整備事業重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）および社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6の規定に基づく品川区重層的支援体制整備事業支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 支援会議は、関係者が集まり話し合う会議および関係者間による支援に必要な情報共有をいう。

(所掌事務)

第3条 支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定する事項を所掌する。

2 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援プランの策定
- (2) 支援プラン終結時等の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握および開発に向けた検討
- (4) その他重層的支援会議の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第4条 重層的支援会議および支援会議は、取扱う事案を主管する課長が、次に掲げる者のうち必要なもの（以下「構成機関等」という。）を招集し構成する。主管課長が特定困難な場合は、福祉計画課長が招集し、構成する。

- (1) 庁内関係者
- (2) 関係する民間支援団体
- (3) その他必要と認める者

(開催)

第5条 支援会議の開催および資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 主管課長は、第3条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 重層的支援会議および支援会議の事務に従事する者または従事してい

た者は、正当な理由なく、重層的支援会議および支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 支援会議の事務に従事する者または従事していた者で、前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、社会福祉法第159条第2項の規定により、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第8条 重層的支援会議および支援会議の庶務は、取扱う事案を主管する課が処理する。主管課が特定困難な場合は、福祉部福祉計画課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、重層的支援会議および支援会議の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。